

採用抑制や強制異動で

「実習教諭」になれない実習教員続出！？

最短30歳で実習講師、40歳で実習教諭に任用の制度は、高等学校卒業後18歳で採用されたことを前提に制度設計がなされています。

ケース1（現制度で最短の例）

普通高校を卒業して18歳で農業担当して採用された場合
18歳から27歳まで当該学科の実務経験9年。
27～30歳までに10単位取得。
（講習会等が開催されていないの事実上は困難）
30歳で免許取得。実習講師任用。40歳で実習教諭。

しかし、現実には10年近くも採用0又は若干名と採用が抑制させる中、期限付実習助手として働いてようやく正規採用されても、経験はあるのに実習免許がとれずに、実習講師に任用されず、実習教諭になれないというケースが増えています。

ケース2（採用抑制の弊害）

農業高校を卒業後、期限付実習助手（農業）として勤務。
採用が少なく、採用0などもあり、20年間期限付として働き続けて40歳で正規採用。
40歳から認定講習を受講し、10単位を取得。
最短で43歳で実習講師任用。53歳で実習教諭。

また、実習教員の異動等で、担当教科が変わり、実習講師や実習教諭の任用資格を失うというケースも起きています。

ケース3（強制異動ルール制度の弊害）

18歳で正規採用。商業担当と勤務する。
大学の通信教育で、商業の免許を取得する。
30歳を前に、グループ異動前に自宅から近い普通高校へ異動する。担当は家庭・理科。
家庭の免許を所有していないので、実習助手のまま。
36歳で商業高校へ異動、37歳で実習講師に任用。
47歳で実習教諭。

実習教員の職名について

職名は、職務と仕事の内容・職務上の立場を表すのに要となるものです。

職名に助手と入っただけで、周囲の目が大きく変わってしまう恐れもあります。「実習助手」は学校教育法で定められた正規の職名でありながら、学校内の教職員や、保護者、生徒などから「学校の先生ではない」という見方もされることがあり、職名による矛盾を必要以上に大きくしています。

それらの改善のために、他県では経験をもった実習教員を「実習教諭」「実習講師」「実習教員」「教諭（実習担当）」などの職名で呼び、実習助手という職名を使わないようになってきています。文部科学省もこのことについて違法ではないと追認しています。

「実習教諭」に統一を

2014年には、茨高教組実習教員部は、茨城県教育委員会に、茨城県内で働くすべての「実習助手」「実習講師」「実習教諭」について、職名を「実習教諭」に統一するように要求しました。

あなたの力が必要です。

みんなで組合に入ってこそ！！

実習助手の抱える矛盾や問題を解消するためには、いろいろな制度を変えていく必要があります。それには、実習教員一人一人が声をあげていく必要があります。しかし、実習教員自身が一人の力で実習教員の制度を変えていくことはできません。

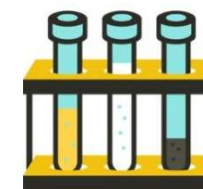
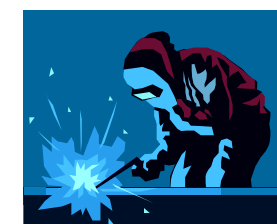
茨城県高等学校教職員組合実習教員部は、県内で唯一実習教員の権利を守り、発展させていくために活動している組織です。実習教員部の組織を大きく、強くすることで、様々な矛盾や問題を解消へ向けての行動ができるようになります。あなたも組合へ加入して、働き方を改善させていきませんか。

2023年1月

茨城の県立学校で働く実習教員の皆さんへ

あなたも「くみあい」に

組合に入っただけで、周囲の目が大きく変わってしまう恐れもあります。「実習助手」は学校教育法で定められた正規の職名でありながら、学校内の教職員や、保護者、生徒などから「学校の先生ではない」という見方もされることがあり、職名による矛盾を必要以上に大きくしています。

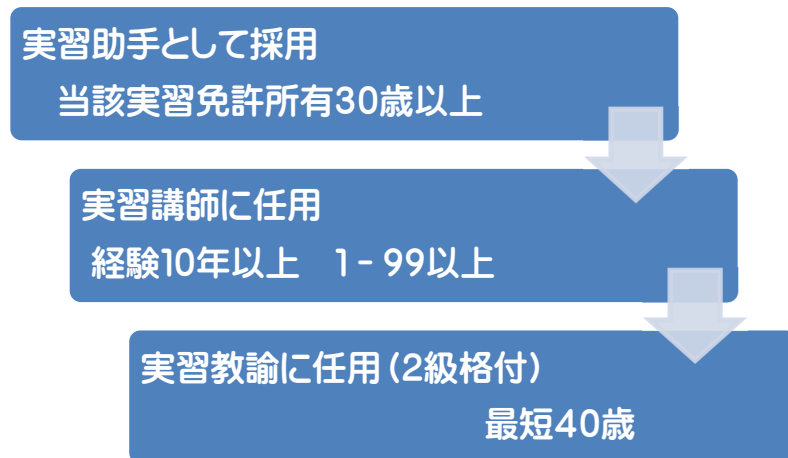


茨城県高等学校教職員組合 実習教員部

〒310-0853 茨城県水戸市平須町表原1番93
TEL 029-305-3075 FAX 029-305-3317

実習教諭への道 その1

担当教科の高等学校第一種（実習）免許状取得した場合



教育職員免許法付則9項によって、高等学校教諭第一種免許（〇〇実習）を取得します。これが、通称・実習免許です。

実習免許の種類

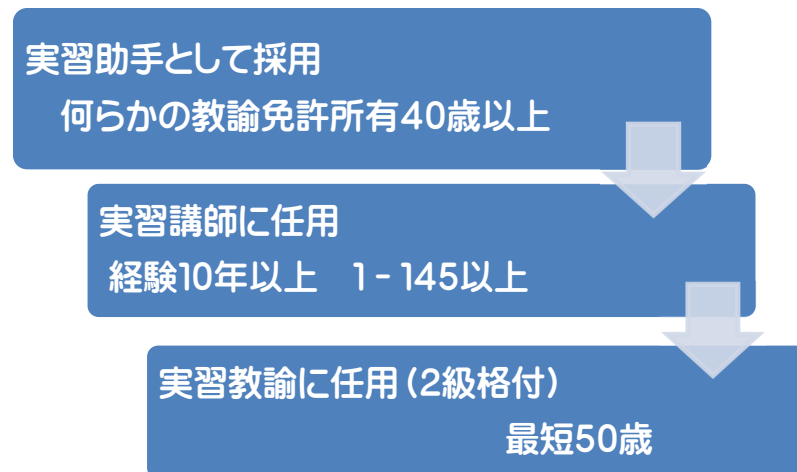
- 農業実習・工業実習・水産実習・商船実習・看護実習
- 家庭実習・情報実習・福祉実習
- ※ 実習の付かない当該免許 も対象。

実習免許の取得方法

- ① 高等学校で当該学科を卒業した場合
 - ① 卒業後すぐに大学（免許法認定講習等）で必要な単位を取得できます。
 - ② （正規採用として）実習助手6年の経験と所定の10単位の取得で免許を取得することができます。
- ② 短期大学で当該学科を卒業した場合
 - ① 卒業後すぐに大学（免許法認定講習等）で必要な単位を取得できます。
 - ② （正規採用として）実習助手3年の経験と所定の10単位の取得で免許を取得することができます。
- ③ 当該学科に関する実務経験が9年を有する場合
 - ① 実務経験9年を経過した後、大学（免許法認定講習等）で単位を取得できます。
 - ② （正規採用として）実習助手3年の経験と所定の10単位の取得で免許を取得することができます。
- ④ 当該学科の学士をもち、1年以上実習助手として勤務した場合、実習免許の発行の対象となります。

実習教諭への道 その2

何らかの教諭免許状を取得した場合



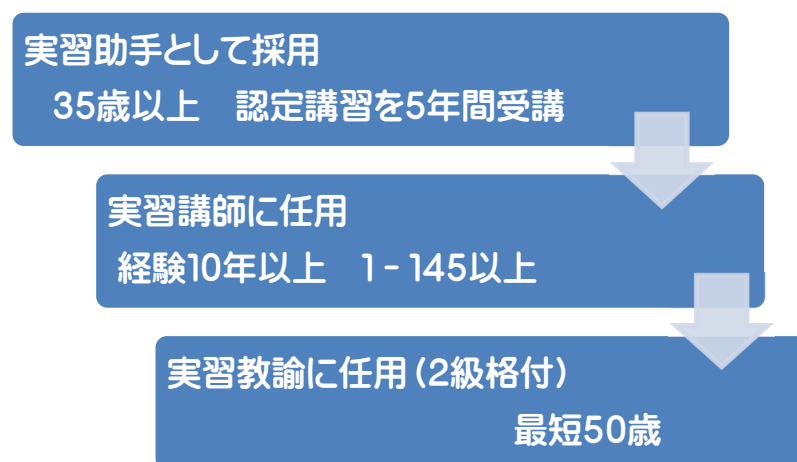
大学などで、教員免許を取得します。

取得方法は、教諭の免許取得と同じです。

免許の校種・教科は問いません。

実習教諭への道 その3

教諭免許状を取得していない場合



茨城県独自の「実習講師認定講習会」を受講します。

35歳からの5年間、1年に2単位分の講習を受講します。

レポートや大学の単位などで一部の講習が免除されます。

※期限付き実習助手は受講できずに正規採用後に任用年齢が遅くなります。

実習教員の働き方の改善のために

・再任用制度と定年引上げ

現在の再任用制度は、給与水準が下がる上に、職名は「実習助手」、給料は1級に戻されてしまい、給料は4～5割の水準になってしまいます。来年度末から定年が段階的に上げられ、2年に1回定年退職者がいなくなります。職名は「実習教諭」「実習講師」が引き継がれ、60歳時の7割の給料水準となりますが、退職金は60歳ではもらえなくなります。年齢によって、給与水準が大幅に違うこと等改善して運動が必要です。

・新しい人事異動ルール

新しい人事ルール異動制度は、同一校在職3年で、全員がグループ異動対象となり、10年で必ず異動になる無謀ともいえる制度です。2007(平成19)年以前は、実習教員に対しては、強制的な異動ルール制度はなく、同じ学校で専門性を高めることができました。しかし、グループ異動制度が入り、実習教員の専門性を高めることが難しくなっています。このことは、実習教員のみならず、一緒に仕事をしている教員や、生徒にとっても専門性の高い実験・実習ができなくことで問題です。人事異動ルール制度の見直しを求めています。

また、公表はされていませんが、組合と県教委の交渉では、原則、採用系でのグループ異動をおこなうとしています。さらに採用系は採用された学校で判断すると回答しています。現在の採用試験では採用系でおこなっていますが、昔の採用試験は採用系に関係なくおこなわれ、採用教科のミスマッチの事例が多くありました。その反省には立たずに、希望教科とのミスマッチを起こす問題をまた起こすものとなるため、茨高教組実習教員部は反対しています。

・採用試験枠の大幅な増加を

県内で約350名の実習教員がいますが、おおよそ半数が臨時的任用になっています。抜本的に採用枠を増やすように求めています。